

函館市母子支援地域連絡会実施要領

1 目的

連絡会は、養育支援が必要な家庭に関する情報について、協力医療機関と地域保健実務者とが相互に連絡し、共有し合うことにより、養育支援に係る適切なサービス調整を行うとともに、函館市母子支援システム事業を効果的に推進することを目的とする。

2 参集範囲

- (1) 協力医療機関（函館中央病院ほか）
- (2) 函館市子ども未来部
- (3) その他必要に応じ関係職種

3 開催回数

- (1) 函館中央病院 年12回
- (2) その他協力医療機関 必要時

4 会議内容

- (1) 養育支援が必要と判断された対象者に関する情報の提供と共有
および意見交換
- (2) 医療機関において養育環境に不安があると認める母子に関する
情報の提供
- (3) その他母子支援に係る意見交換

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。



別記

養育支援を必要とする家庭について

- (1) 心身疾患や発達の違いなど養育支援が必要な児
- (2) 心身の健康状態または育児環境から保健指導が必要な妊産婦
- (3) 不安定な経済基盤、疾患などにより養育環境に問題を有する養育者
- (4) 医療機関が養育支援が必要と判断した児または養育者

対 象	具 体 的 な 例
<p>○養育支援が必要な児</p> <p>1 未熟児養育医療の対象となった児</p> <p>2 出生体重が2,500g未満であり、未熟性に基づく新生児期の異常が認められた児</p> <p>3 虐待を受けるおそれがある児</p> <p>4 上記のほか養育に支援を必要とする児</p>	<p>【乳児（新生児）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早産児，低出生体重児，多胎児，口唇口蓋裂，先天性心疾患，染色体異常，多発性形態異常 <p>【就学前の幼児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育障害（身長，体重，性） ・発達障害（運動能力，言語，社会的行動） ・行動異常（注意集中力困難，多動，不適応，攻撃性，情緒障害，摂食障害，自閉症等） <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○保健指導が必要な妊産婦</p> <p>心身の健康状態または育児環境から退院後も保健指導を必要とする者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患，嗜癖（アルコール，薬物等） ・マタニティーブルー，産後うつ病，産褥精神病 ・若年（10代），未婚（未入籍） ・望まない妊娠，定期健診未受診，愛着形成不全，育児不安，未熟な性格傾向，知的障害 ・妊娠高血圧症候群，慢性身体疾患，妊娠中絶の反復，不妊治療後の出産 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○養育環境に問題がある養育者</p>	<p>【経済状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親に定職がない ・不安定な就労，収入 <p>【家族状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患，嗜癖（アルコール，薬物等） ・DV（ドメスティックバイオレンス），夫婦関係の破綻 ・兄弟の不審死 ・介護を必要とする家族がいる ・親戚や他人による養育 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○医療機関が必要と判断した児・者</p>	<p>【児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表情が乏しいなどの不自然な振る舞いをする <p>【母】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子への対応が不自然（物に対するように接する，様子を気にしない，事故防止に配慮しない） ・虐待を受けたことがある，厳しい体罰を加える，医療放置 <p style="text-align: right;">等</p>

